



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆様いかがお過ごしでしょうか。なんと5月というのに梅雨入り。早速梅雨っぽい天気が続いています。緊急事態宣言も予想通り延長され、なかなか外出もままならない毎日ですね。

先日、母の日のプレゼントを子供が相談してくれました。最近の巣ごもり需要の話題で調理家電などがよく出ているので鍋を希望したら却下されて、最終的に日本酒に決めました。届いた日本酒が美味しくて！あっという間になくなりそうです(笑)。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
警備員	1,013	1,000	大阪市内
	1,024	1,100	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件



★5月のお仕事カレンダー★

5/10	● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
5/17	● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限
5/31	● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 自動車税・軽自動車税の納付(都道府県の指定日まで)



★重要改正★

～5月以降の雇用調整助成金に変更になりました (6月30日まで)～

- 5月以降の休業にかかる助成金が、一部内容が変更されました。

(1)まん延防止・緊急事態宣言対象区域で、時短～休業要請を受けている飲食店等
⇒ 変更なし

1日の上限：15,000円

助成率：100% (令和3年1月8日以降、解雇等をしている事業主は90%)

(2)上記以外の中小企業

⇒ 変更あり

1日の上限：13,500円

助成率：90% (令和2年1月24日以降、解雇等をしている場合は80%)

(特例措置)

5月以降の休業を対象に、3月～5月の売上平均が前年同期または前々年同期の30%ダウンしている場合

⇒雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書を新規添付

1日の上限：15,000円

助成率：100% (令和2年1月24日以降、解雇等をしている場合は90%)

*5月12日発表の情報です。

**労働基準法改正により、
未払賃金が請求できる期間は3年です。**

昨年の令和2年4月1日の労働基準法の改正により、未払賃金が請求できる期間などが延長されています。ちょうど昨今の頃はコロナが始まり、予想できない事態に皆が右往左往していた時期で、意識できなかった方も多いことと思いますが、今一度内容を確認してみましょう。

	改正前		改正後
賃金請求権の消滅時効期間	2年	⇒	5年 (当分の間は3年)
記録の保存期間	3年	⇒	5年 (当分の間は3年)
付加金の請求期間	2年	⇒	5年 (当分の間は3年)

1 賃金請求権の消滅時効期間の延長

賃金請求権の消滅時効期間を5年（これまでは2年）に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。時効期間延長の対象となるものには、以下のものがあります。

- 金品の返還（労基法 23 条、賃金の請求に限る）
- 賃金の支払（労基法 24 条）
- 非常時払（労基法 25 条）
- 休業手当（労基法 26 条）
- 出来高払制の保障給（労基法 27 条）
- 時間外・休日労働等に対する割増賃金（労基法 37 条）
- 年次有給休暇中の賃金（労基法 39 条 9 項）
- 未成年者の賃金（労基法 59 条）

2 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間を5年に延長しつつ、当分の間はその期間が3年になります。保存期間延長の対象となるものは、以下のものです。

- ① 労働者名簿
- ② 賃金台帳
- ③ 雇入れに関する書類 …… 雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書 など
- ④ 解雇に関する書類 …… 解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など
- ⑤ 災害補償に関する書類 …… 診断書、補償の支払、領収関係書類など
- ⑥ 賃金に関する書類 …… 賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など
- ⑦ その他の労働関係に関する重要な書類…… 出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など
- ⑧ 労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録（※起算日の明確化を行う記録は、このうち賃金の支払いに係るものに限ります。）

3 付加金の請求期間の延長

付加金を請求できる期間を5年（これまでは2年）に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

